

津市事業継続支援金交付要綱

令和2年5月20日訓第44号

改正 令和2年7月10日訓第53号

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大により大きな影響を受けている中小法人等及び個人事業者の事業の継続を支えるため、津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号。以下「規則」という。）の規定に基づき支援金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。
- (2) 中小法人等 本市の区域内に本店又は主たる事業所を有する事業者であつて次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 資本金の額又は出資の総額が10億円未満の中堅企業、中小企業その他の法人等
 - イ 常時使用する従業員の数が2,000人以下であるもの（資本金の額又は出資の総額が定められていない場合に限る。）
- (3) 個人事業者 主に本市の区域内で事業を行っている本市の区域内に住所を有する個人事業者をいう。

(名称)

第3条 第1条の支援金は、「事業継続支援金」（以下「支援金」という。）と称する。

(交付の対象)

第4条 支援金は、次の各号のいずれかに該当する中小法人等及び個人事業者に対し、人件費、賃料、光熱水費、仕入れに係る費用等の運転資金その他の事業活動の維持及び継続のために要した費用をその対象として、これを交付するものとする。

(1) 次のいずれにも該当する中小法人等及び個人事業者

ア 令和元年12月以前から事業により事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思がある者

イ 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月から同年12月までの間における1箇月当たりの収入金額について、前年同月比で30パーセント以上50パーセント未満減少する月が1箇月以上認められる者

ウ 令和2年1月から支援金の交付を申請する日の属する月の前月までの間において1箇月当たりの収入金額が前年同月比50パーセント以上減少している月がない者

(2) 次のいずれにも該当する中小法人等

ア 令和2年3月以前から事業により事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思がある者（同年1月から同年3月までの間に法人を設立した者（平成31年1月から令和元年12月までの間に法人を設立した者であって、当該期間に事業による事業収入を得ておらず、令和2年1月から同年3月までの間に事業により事業収入を得ているものを含む。）に限る。）

イ 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年4月から同年12月までの間における1箇月当たりの収入金額について、同年の法人を設立した日の属する月から同年3月までの月平均の収入金額（平成31年1月から令和元年12月までの間に法人を設立した者であって、当該期間に事業による事業収入を得ておらず、令和2年1月から同年3月までの間に事業により事業収入を得ているものは、同年1月から同年3月までの月平均の収入金額）と比較して30パーセント以上50パーセント未満減少する月が1箇月以上認められる者

ウ 令和2年4月から支援金の交付を申請する日の属する月の前月までの間において1箇月当たりの収入金額が同年の法人を設立した日の属する月から同年3月までの月平均の収入金額（平成31年1月から令和元年12月までの間に法人を設立した者であって、当該期間に事業による事業収入を得ておらず、令和2年1月から同年3月までの間に事業により事業収入を得ているものは、同年1月から同年3月までの月平均の収入金額）と比較して50パーセント以上減少している月がない者

(3) 次のいずれにも該当する個人事業者

- ア 令和2年3月以前から事業により事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思がある者（同年1月から同年3月までの間に開業した者（平成31年1月から令和元年12月までの間に開業し、当該期間に事業による事業収入を得ておらず、令和2年1月から同年3月までの間に事業により事業収入を得ている者を含む。）に限る。）
 - イ 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年4月から同年12月までの間における1箇月当たりの収入金額について、同年の開業した日の属する月から同年3月までの月平均の収入金額（平成31年1月から令和元年12月までの間に開業した者であって、当該期間に事業による事業収入を得ておらず、令和2年1月から同年3月までの間に事業により事業収入を得ているものは、同年1月から同年3月までの月平均の収入金額）と比較して30パーセント以上50パーセント未満減少する月が1箇月以上認められる者
 - ウ 令和2年4月から支援金の交付を申請する日の属する月の前月までの間において1箇月当たりの収入金額が同年の開業した日の属する月から同年3月までの月平均の収入金額（平成31年1月から令和元年12月までの間に開業した者であって、当該期間に事業による事業収入を得ておらず、令和2年1月から同年3月までの間に事業により事業収入を得ているものは、同年1月から同年3月までの月平均の収入金額）と比較して50パーセント以上減少している月がない者
- (4) 次のいずれにも該当する個人事業者
- ア 令和元年12月以前から雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入であって、税務上、雑所得又は給与所得の収入として扱われるもの（以下「業務委託契約等収入」という。）を主たる収入として得ており、今後も事業を継続する意思がある者
 - イ 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月から同年12月までの間における1箇月当たりの業務委託契約等収入の金額について、平成31年1月から令和元年12月までの月平均の業務委託契約等収入の金額と比較して30パーセント以上50パーセント未満減少する月が1箇月以上認められる者
 - ウ 令和2年1月から支援金の交付を申請する日の属する月の前月までの間において1箇月当たりの業務委託契約等収入の金額が平成31年1月から令和元年12月までの月平均の業務委託契約等収入の金額と比較し

て50パーセント以上減少する月がない者

エ 令和元年12月以前から被雇用者又は被扶養者ではない者
(支援金の額等)

第5条 前条第1号に掲げる中小法人等及び個人事業者に係る支援金は、令和元年分の総収入金額から減収相当額（令和2年1月から申請を行う日の属する月の前月までの間において、1箇月当たりの収入金額が前年同月比30パーセント以上50パーセント未満の減少した月のうち、最も収入金額が減少した月の収入金額に12を乗じて得た額をいう。）を減じて得た額（当該額が10万円を超えるときは、10万円）を限度とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

2 前条第2号に掲げる中小法人等に係る支援金は、令和2年分の想定収入額（同年1月から同年3月までの総収入金額を法人を設立した日の属する月から同年3月までの間の月数（平成31年1月から令和元年12月までの間に法人を設立し、当該期間に事業による事業収入を得ておらず、令和2年1月から同年3月までの間に事業による事業収入を得た場合における当該月数は、3）で除して得た額に6を乗じて得た額をいう。）から減収相当額（同年4月から同年12月までの間における1箇月当たりの収入金額について、同年の法人を設立した日の属する月から同年3月までの月平均の収入金額（平成31年1月から令和元年12月までの間に法人を設立した者であって、当該期間に事業による事業収入を得ておらず、令和2年1月から同年3月までの間に事業により事業収入を得ているものの当該収入金額は、同年1月から同年3月までの月平均の収入金額）と比較して30パーセント以上50パーセント未満減少する月のうち、最も収入金額が減少した月の収入金額に6を乗じて得た額をいう。）を減じて得た額（当該額が10万円を超えるときは、10万円）を限度とし、予算の定める範囲内において、これを交付するものとする。

3 前条第3号に掲げる個人事業者に係る支援金は、令和2年分の想定収入額（同年1月から同年3月までの総収入金額を開業した日の属する月から同年3月までの間の月数（平成31年1月から令和元年12月までの間に開業し、当該期間に事業による事業収入を得ておらず、令和2年1月から同年3月までの間に事業による事業収入を得た場合における当該月数は、3）で除して得た額に6を乗じて得た額をいう。）から減収相当額（同年4月から同年12月までの間における1箇月当たりの収入金額について、同年の開業した日

の属する月から同年3月までの月平均の収入金額（平成31年1月から令和元年12月までの間に開業した者であって、当該期間に事業による事業収入を得ておらず、令和2年1月から同年3月までの間に事業により事業収入を得ているものの当該収入金額は、同年1月から同年3月までの月平均の収入金額）と比較して30パーセント以上50パーセント未満減少する月のうち、最も収入金額が減少した月の収入金額に6を乗じて得た額をいう。）を減じて得た額（当該額が10万円を超えるときは、10万円）を限度とし、予算の定める範囲内において、これを交付するものとする。

4 前条第4号に掲げる個人事業者に係る支援金は、令和元年分の業務委託契約等収入の金額の総額から減収相当額（令和2年1月から申請を行う日の属する月の前月までの間において、1箇月当たりの業務委託契約等収入の金額が平成31年1月から令和元年12月までの月平均の業務委託契約等収入の金額と比較して30パーセント以上50パーセント未満減少した月のうち、最も業務委託契約等収入の金額が減少した月の業務委託契約等収入の金額に12を乗じて得た額をいう。）を減じて得た額（当該額が10万円を超えるときは、10万円）を限度とし、予算の定める範囲内において、これを交付するものとする。

5 支援金の交付は、一の中小法人等又は個人事業者につき1回限りとする。
（交付申請受付開始日及び交付申請期限）

第6条 支援金に係る交付申請受付開始日は、令和2年5月25日とする。

2 交付申請期限は、令和3年1月29日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（支援金の交付申請）

第7条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）のうち、第4条第1号に掲げる中小法人等及び個人事業者については、事業継続支援金交付申請書（一般型）（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 前年の売上の状況を示した書類の写し

(2) 令和2年1月から申請を行う日の属する月の前月までの売上を示した書類の写し

(3) 登記事項証明書の写し（中小法人等が申請する場合に限る。）

(4) 本人確認書類の写し（個人事業者が申請する場合に限る。）

(5) 申請者名義の通帳の写し

(6) 事業継続支援金の申請に関する誓約書（第2号様式）

(7) 事業継続支援金請求書（第3号様式）

(8) 前各号に掲げる書類を提出できない場合にあっては、市長が必要と認める書類

2 申請者のうち、第4条第2号又は第3号に掲げる中小法人等又は個人事業者については、事業継続支援金交付申請書（令和2年新規開業型）（第4号様式）に令和2年4月から申請を行う日の属する月の前月までの売上を示した書類の写し、前項第3号から第8号までに掲げる書類及び売上高確認申請書（第5号様式）を添えて市長に提出するものとする。

3 申請者のうち、第4条第4号に掲げる個人事業者については、事業継続支援金交付申請書（雑所得又は給与所得型）（第6号様式）に第1項各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

4 支援金の交付申請は、原則として郵送により行うものとする。

（支援金の交付決定及び額の確定）

第8条 市長は、前条の規定による提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、支援金の交付の決定を行うとともに交付すべき支援金の額を確定し、その旨を事業継続支援金交付決定及び確定通知書（第7号様式）により申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第9条 市長は、支援金の交付を決定する場合においては、当該交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、別に定めるところにより条件を付すものとする。

（申請の取下げ）

第10条 規則第7条の市長が定める期日は、申請者が第8条の規定による交付の決定及び確定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日とする。

（支援金の返還等）

第11条 市長は、支援金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第8条の規定による支援金の交付の決定及び確定を取り消し、既に交付した支援金の全部又は一部を返還させるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付の決定を受けた場合

(2) 支援金の交付を受けた後に国の持続化給付金給付規程による持続化給付金の交付を受けることとなった場合

（適用除外）

第12条 支援金については、規則第12条の規定にかかわらず、実績報告書（規則第6号様式）の提出を要しないものとする。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、令和2年5月22日から施行する。

附 則（令和2年7月10日訓第53号）

- 1 この訓は、令和2年7月13日から施行する。
- 2 改正後の津市事業継続支援金交付要綱の規定は、この訓の施行の日以後の申請に係る支援金について適用し、同日前の申請に係る支援金については、なお従前の例による。

第1号様式（第7条関係）

事業継続支援金交付申請書（一般型）

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 氏 名

⑨

（法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所
在地、名称及び代表者の氏名

電 話

津市事業継続支援金交付要綱第7条第1項の規定により、事業継続支援金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 _____ 円（次頁の㊦の数字）

2 添付書類

- (1) 前年の売上の状況を示した書類の写し（確定申告書別表第一、法人事業概況説明書等）
- (2) 令和2年1月から申請を行う日の属する月の前月までの売上を示した書類の写し（売上台帳等）
- (3) 登記事項証明書の写し（中小法人等が申請する場合に限る。）
- (4) 本人確認書類の写し（個人事業者が申請する場合に限る。）（運転免許証、マイナンバーカード等の写し）
- (5) 申請者名義の通帳の写し（金融機関名、支店番号、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人が確認できること。）
- (6) 事業継続支援金の申請に関する誓約書（第2号様式）
- (7) 事業継続支援金請求書（第3号様式）
- (8) その他市長が必要と認める書類

3 申請者情報

主な業種	
事業開始年月日	年 月 日
所在地	
資本金	(法人のみ)
従業員数	名

4 売上の減少率

対象月の売上 (A)	①の前年同月の売上 (B)	減少率 (C)
(年 月)	(年 月)	$(1 - A/B) \times 100$
円	円	%
		30%以上50%未満が対象

5 交付申請額

④	⑤	減少見込額 (F)
⑥の月を含む年間総売上	$A \times 12$ 箇月	$D - E$
円	円	円
		交付申請額 (G)
		10万円と⑥の小さい方の額
		円

※ 対象月とは、令和2年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で売上が30%以上50%未満減少した月のうち最も収入金額が減少した月をいいます。

※ 事業開始年月日が令和元年の場合で、⑥の額に令和元年の月の平均売上高を記入した場合は、④には $(B \times 12)$ の額を記入してください。

第2号様式（第7条関係）

事業継続支援金の申請に関する誓約書

私（法人・個人）は、事業継続支援金（以下「支援金」という。）の申請に当たり、津市事業継続支援金交付要綱の規定に従い、次の事項を誓約します。

1 申請書の内容に虚偽や不正があった場合又は交付要件を満たしていないことが判明した場合は、支援金の申請を取り下げます。

また、支援金の交付後に虚偽や不正が発覚した場合は、支援金を返還します。

2 支援金の申請に当たって提出する書類の写しは、全て原本と相違ありません。

3 申請日時点において、国（経済産業省）の持続化給付金の申請はしていません。

4 支援金の交付を受けた後、業況等の変化により、国の持続化給付金の交付を受けたときは、支援金を返還します。

5 津市長が必要と認める場合には、国（経済産業省）へ持続化給付金の申請内容及び受給状況を照会し、及び確認することを承諾します。

6 津市長が必要と認める場合には、納税者情報・納付状況の確認、関係書類の提出指導、事情聴取、立入り検査等の調査に協力します。

7 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が津市暴力団排除条例（平成23年津市条例第3号）第2条第3号に規定する暴力団又は同条第4号に規定する暴力団員に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。

また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団員等が経営に事実上参画していません。

年 月 日

本店所在地（住所） _____

法人名（個人事業者の場合は屋号） _____

代表者役職・氏名 _____ ⑩ _____

第3号様式（第7条関係）

事業継続支援金請求書

年 月 日

（宛先）津市長

住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

（法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所
在地、名称及び代表者の氏名）

次のとおり支援金を請求します。

対象事業名	事業継続支援金			
交付請求額	金 円			
振 込 先	金融機関名		支店名	
	口座番号		区 分	1 普通 2 当座
	ふりがな 口座名義人			

- ※ 申請者名義の振込先を記載してください。
- ※ 申請者名義の通帳の写し（上記の情報が記載されたページ）を添付してください。
- ※ 振込先の情報は、誤りのないよう記載してください（誤り等があった場合は、支援金の交付に時間がかかる場合があります。）。

第4号様式（第7条関係）

事業継続支援金交付申請書（令和2年新規開業型）

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 氏 名 ⑩

法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所
在地、名称及び代表者の氏名

電 話

津市事業継続支援金交付要綱第7条第2項の規定により、事業継続支援金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 _____ 円（次頁の㊦の数字）

2 添付書類

- (1) 令和2年4月から申請を行う日の属する月の前月までの売上を示した書類の写し（売上台帳等）
- (2) 登記事項証明書の写し（中小法人等が申請する場合に限る。）
- (3) 本人確認書類の写し（個人事業者が申請する場合に限る。）（運転免許証、マイナンバーカード等の写し）
- (4) 申請者名義の通帳の写し（金融機関名、支店番号、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人が確認できること。）
- (5) 事業継続支援金の申請に関する誓約書（第2号様式）
- (6) 事業継続支援金請求書（第3号様式）
- (7) その他市長が必要と認める書類（開業届の写し及び売上高確認申請書（第5号様式））

3 申請者情報

主な業種	
事業開始年月日	年 月 日
所在地	
資本金	(法人のみ)
従業員数	名

4 売上の減少率

対象月の売上 (A)	令和2年1月から3月までの平均の売上 (B)	減少率 (C)
(年 月)		$(1 - A/B) \times 100$
円	円	%
		30%以上50%未満が対象

5 交付申請額

④	⑤	減少見込額 (F)
③ × 6 箇月	① × 6 箇月	④ - ⑤
円	円	円
		交付申請額 (G)
		10万円とFの小さい方の額
		円

※ 対象月とは、令和2年4月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、同年1月から同年3月までの平均の売上と比較して30%以上50%未満減少した月のうち最も収入金額が減少した月をいいます。

第5号様式（第7条関係）

売上高確認申請書

年 月 日

（商工団体）様

（〒 ）

住 所

申請者 氏 名 印

電 話

私は、令和2年1月1日から同年3月31日までの間において、津市において創業しましたが、新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、売上高が減少していることから、津市事業継続支援金の申請に当たり、下記のとおり令和2年1月から同年3月までの売上高の確認を申請します。

記

- 1 令和2年1月の売上高 _____ 円
- 2 令和2年2月の売上高 _____ 円
- 3 令和2年3月の売上高 _____ 円
- 4 売上高の根拠となる資料 別添のとおり

年 月 日

申請のとおり、相違ないことを確認しました。

住所

氏名

職名

印

第6号様式（第7条関係）

事業継続支援金交付申請書（雑所得又は給与所得型）

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 氏 名 ⑩

法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所
在地、名称及び代表者の氏名

電 話

津市事業継続支援金交付要綱第7条第3項の規定により、事業継続支援金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 _____ 円（次頁の㊦の数字）

2 添付書類

- (1) 前年の売上の状況を示した書類の写し（確定申告第一表の控え等）
- (2) 令和2年1月から申請を行う日の属する月の前月までの売上を示した書類の写し（売上台帳等）
- (3) 国民健康保険証の写し
- (4) 本人確認書類の写し（運転免許証、マイナンバーカード等の写し）
- (5) 申請者名義の通帳の写し（金融機関名、支店番号、支店名、預金種別、口座番号及び口座名義人が確認できること。）
- (6) 事業継続支援金の申請に関する誓約書（第2号様式）
- (7) 事業継続支援金請求書（第3号様式）
- (8) その他市長が必要と認める書類（業務委託契約書等の写し及び支払調書、源泉徴収票又は支払明細書のうち1つ）

3 申請者情報

主な業種	
事業開始年月日	年 月 日
所在地	
従業員数	名

4 業務委託契約等収入の減少率

対象月の業務委託 契約等収入 (A)	令和元年の月平均の業 務委託契約等収入 (B)	減少率 (C)
(年 月)		$(1 - A/B) \times 100$
円	円	%
		30%以上50%未満が対象

5 交付申請額

④	⑤	減少見込額 (F)
令和元年の年間業務委託 契約等収入	$A \times 12$ 箇月	$D - E$
円	円	円
		交付申請額 (G)
		10万円とFの小さい方の額
		円

※ 対象月とは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、令和元年の月平均の業務委託契約等収入と、令和2年1月以降の月間の業務委託契約等収入を比較して30%以上50%未満減少した月のうち最も収入金額が減少した月をいいます。

第7号様式（第8条関係）

事業継続支援金交付決定及び確定通知書

津市指令（記号番号）

年 月 日

（所在地）

（氏名・法人名等） 様

津市長（氏 名）

年 月 日付けで申請のあった津市事業継続支援金を下記のとおり条件を付けて交付しますので、津市事業継続支援金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

交付決定額及び確定額

金 _____

条 件

1

2

3

4

5